10　その他

(一)　総務大臣は、第七九〇条の二の規定による報告があった場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他やむを得ない理由により、申告等をすべき者であって、期限までに申告等の全部又は一部を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（以下「機構」という。）を経由して行うことができないと認める者が多数に上ると認めるときは、対象となる行為、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長することができることとした。（第二〇条の五の二関係）

(二)　機構は、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他やむを得ない理由により、申告等を行う者のうち全部又は一部のものが当該申告等を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行うことができないと認めるときは、直ちに、当該理由となった事象の状況等を総務大臣に報告しなければならないこととした。（第七九〇条の二関係）

(三)　(一)及び(二)について、特定徴収金の収納の特例の創設に係る所要の措置を講ずることとした。（第二〇条の五の二及び第七九〇条の二関係）

二　地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正関係

標準税率を超える税率で事業税を課する都道府県が法人事業税交付金を交付する場合には、納付された法人の事業税の額から当該額に当該都道府県が標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として算定された率を乗じて得た額を控除した額の一部に相当する額を、当該都道府県内の市町村に対し、各市町村の従業者数で按分して交付することとした。（平成二八年改正法第二条関係）

三　地方税法等の一部を改正する法律の一部改正関係

法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る納税申告書及び添付書類について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた資本金一億円超の内国法人等が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、事務所又は事業所所在地の道府県知事又は市町村長の承認を受けたときは、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用しないで納税申告書等を提出することができることとする等所要の措置を講ずることとした。（平成三〇年改正法第四条関係）

四　地方揮発油譲与税法の一部改正関係

1　地方揮発油譲与税の一、〇〇〇分の五四八に相当する額を都道府県及び指定市に対して一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するものの延長及び面積に按分して譲与することとした。（第二条及び第四条関係）

2　地方揮発油譲与税の一、〇〇〇分の五五に相当する額を都道府県に対して自動車税の種別割を課した自家用の乗用車の台数に按分して譲与することとした。（第二条及び第四条関係）

3　地方揮発油譲与税の一、〇〇〇分の三九七に相当する額を市町村（特別区を含む。）に対して市町村道で各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与することとした。（第三条及び第四条関係）

4　総務大臣は、譲与の基準を制定し、又は改廃しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴くこととした。（第七条の二関係）

五　自動車重量譲与税法の一部改正関係

1　自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の一、〇〇〇分の三四八に相当する額を市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県に対して譲与することとした。（第一条関係）

2　自動車重量譲与税の三四八分の三三三に相当する額を市町村に対して市町村道で各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与することとした。（第二条及び第三条関係）

3　自動車重量譲与税の三四八分の一五に相当する額を都道府県に対して自動車税の種別割を課した自家用の乗用車の台数に按分して譲与することとした。（第二条の二及び第三条関係）

4　市町村長及び都道府県知事は、自動車重量譲与税の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出することとした。（第五条関係）

5　総務大臣は、譲与額の算定に錯誤があって、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があったことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額を市町村及び都道府県に譲与すべき額とすることとした。（第六条関係）

6　総務大臣は、譲与の基準を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は市町村及び都道府県に対して譲与すべき自動車重量譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴くこととした。（第六条の二関係）

7　自動車重量譲与税は、当分の間、自動車重量税の収入額の一、〇〇〇分の四二二に相当する額とし、自動車重量譲与税の四二二分の四〇七に相当する額を市町村に対し、自動車重量譲与税の四二二分の一五に相当する額を都道府県に対し譲与する特例措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

8　自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の一、〇〇〇分の三五七に相当する額を市町村及び都道府県に対して譲与することとした。（第一条関係）

9　自動車重量譲与税の三五七分の三三三に相当する額を市町村に対して市町村道で各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与することとした。（第二条及び第三条関係）

10　自動車重量譲与税の三五七分の二四に相当する額を都道府県に対して自動車税の種別割を課した自家用の乗用車の台数に按分して譲与することとした。（第二条の二及び第三条関係）

11　自動車重量譲与税は、当分の間、自動車重量税の収入額の一、〇〇〇分の四三一に相当する額とし、自動車重量譲与税の四三一分の四〇七に相当する額を市町村に対し、自動車重量譲与税の四三一分の二四に相当する額を都道府県に対し譲与する特例措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

12　自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の一、〇〇〇分の四〇一に相当する額を市町村及び都道府県に対して譲与することとした。（第一条関係）

13　自動車重量譲与税の四〇一分の三三三に相当する額を市町村に対して市町村道で各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与することとした。（第二条及び第三条関係）

14　自動車重量譲与税の四〇一分の六八に相当する額を都道府県に対して自動車税の種別割を課した自家用の乗用車の台数に按分して譲与することとした。（第二条の二及び第三条関係）

15　自動車重量譲与税は、当分の間、自動車重量税の収入額の一、〇〇〇分の四七五に相当する額とし、自動車重量譲与税の四七五分の四〇七に相当する額を市町村に対し、自動車重量譲与税の四七五分の六八に相当する額を都道府県に対し譲与する特例措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

16　自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の一、〇〇〇分の四一六に相当する額を市町村及び都道府県に対して譲与することとした。（第一条関係）

17　自動車重量譲与税の四一六分の三三三に相当する額を市町村に対して市町村道で各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与することとした。（第二条及び第三条関係）

18　自動車重量譲与税の四一六分の八三に相当する額を都道府県に対して自動車税の種別割を課した自家用の乗用車の台数に按分して譲与することとした。（第二条の二及び第三条関係）

19　自動車重量譲与税は、当分の間、自動車重量税の収入額の一、〇〇〇分の四九〇に相当する額とし、自動車重量譲与税の四九〇分の四〇七に相当する額を市町村に対し、自動車重量譲与税の四九〇分の八三に相当する額を都道府県に対し譲与する特例措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

六　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。